調達要求番号：　６ＮＬ８１ＡＲ００２２

陸　上　自　衛　隊　仕　様　書			
物品番号		仕　様　書　番　号	
六ヶ所対空射撃場樹木伐採役務		２３	
		防　衛　大　臣　承　認	
		作　成　年　月　日	令和　８年　９月１８日
		変　更　年　月　日	令和　　年　　月　　日
		作　成　部　隊　等　名	六ヶ所対空射撃場管理隊

1　総則

1.1　適用範囲

本仕様書は，陸上自衛隊六ヶ所対空射撃場における「六ヶ所対空射撃場樹木伐採役務」について適用する。

1.2　役務場所

青森県上北郡六ヶ所村大字泊字川原　陸上自衛隊六ヶ所対空射撃場　射場地域

1.3　疑義

本仕様書及び図面の内容に相違のある場合や，明示なき事項又は疑義が生じた場合は，すべて監督官と協議すること。

1.4　引用文書

本仕様書に引用する次の文書は，この仕様書に規定する範囲内において一部を成すものであり，入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a)　仕様書

土木工事標準仕様書（最新版）

自然公園等工事共通仕様書（最新版）

b)　法令等

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

建設業法

2　役務概要

2.1　役務の期間

本役務は，令和８年１１月１７日（火）～１２月１８日（金）の間に行うこと。

作業時間は，平日の０８００～１７００とし，土日祝日は作業を行わないこと。

2.2　役務内容

役務内容の範囲は，別紙に示す樹木伐採及び伐根等とする。

2.3　役務対象及び数量など

本数（種類）	７００本（黒松及び杉）
高　さ	１５m～２０m
太　さ	地上高１２０ｃｍの位置で，直径が１０ｃｍ以上の樹木を伐採本数の対象とする。
注意事項	地上高１２０ｃｍの位置で，直径が１０ｃｍ未満の雑木等は，伐採本数に含めず場外搬出とし，請負者で処分とする。

2.4　一般事項

a)　作業中は，請負者自ら現場に常駐し，監督官との連絡・調整ができる態勢を維持すること。

b)　作業の際は，カラーコーン等で作業中であることを表示し実施すること。

c)　現場は常に整理整頓・清掃を行い，火災等の事故防止に努めること。

d)　現場及び許可された場所以外へは無断で立ち入らないこと。

e)　その他部隊側の諸規則，指示に従い延滞なく行うこと。

f)　必要以上の箇所に損傷を与えないこと。損傷を与えた場合は請負者の責任において原型に復旧すること。

g)　労働安全規則の定めによって十分な安全管理対策を行い，災害の未然防止を図ること。

h)　電気及び水道は，請負者の負担において準備すること。

i)　役務の完了に際しては，現場の後片付け清掃などを行うこと。

j)　役務対象となる樹木の幹は，売払い材として長さ２ｍに切り揃え，官側の指示する場所に脱落防止の措置を行い集積すること。

この際，発生材調書（官側様式）を作成し，一連番号に寸法及び立米数を記入するとともに，集積状況について写真３部とともに提出すること。

2.5　現場代理人

請負者は，現場代理人を定め，作業中は現場に常駐させるとともに，役務の安全に留意し，現場管理を行うこと。

2.6　主任担当者（技術者等）

請負者は，役務の実施にあたり，作業に必要な資格保持者（有資格者）を定め，作業中は現場に常駐させるとともに，役務の指揮監督を行うこと。

2.7　役務管理

a)　請負者は，東北地域において，過去３年以内に同様の役務実績を有する者とする。

b)　役務の実施にあたっては，関係諸法令を遵守し，現場その他への労務者の出入りの監督，災害及び盗難等の事故防止について十分注意し，常に諸材料その他のものを整理整頓して清掃に留意すること。

c)　役務の一部を下請業者に請け負わせる場合は，下請負承認申請書を監督官に提出するものとし，役務に携わる下請負人に対して使用及び監督官の指示を受けた内容を周知しなければならない。

この場合，請負者はその請け負った役務をいかなる方法をもってするかを問わず，一括して他人に請け負わせてはならない。

d)　既存設備の保護には十分注意し，万一損傷等を与えた場合は，直ちに監督官に報告するとともに，請負者の責任において費用を負担し速やかに復旧すること。

e)　役務実施中又は役務完了後といえども，役務に起因して発生した事故その他請負者の過失によって発生した事故については，請負者が保証すること。

2.8　廃棄物等

a)　本役務において発生した枝葉根等は，全て場外搬出とする。

b)　本役務において発生した枝葉根等の処理にあたっては，関係法令等を遵守して適切に処理し，監督官に通報すること。

この際，作業着手日の１週間前までに監督官に処分要領を通報すること。

c)　他社等に最終処分を委託する場合は，作業終了の２週間前までに監督官に通報するものとし，廃棄物等の処分が終了した際の処分伝票は，役務期限内提出を厳守するとともに，集計表，写真等を添付すること。

2.9　特記事項

a)　現地確認を必要とする場合は，監督官に調整するとともに，平日０９００～１５００の間に行うこと。

b)　作業開始の１週間前までに役務工程表を作成し，監督官の承認を受けるものとし，提出書類は監督官の指示に従い提出すること。情報漏洩防止について責任を持って徹底するものとし，関係書類，図面等の作成を行うパソコン等電子記憶媒体の管理を適正に行い，ファイル交換ソフトをインストールしていないものを使用すること。

c)　写真については表２を参考に記録し，役務写真帳に整理の上，監督官に提出すること。

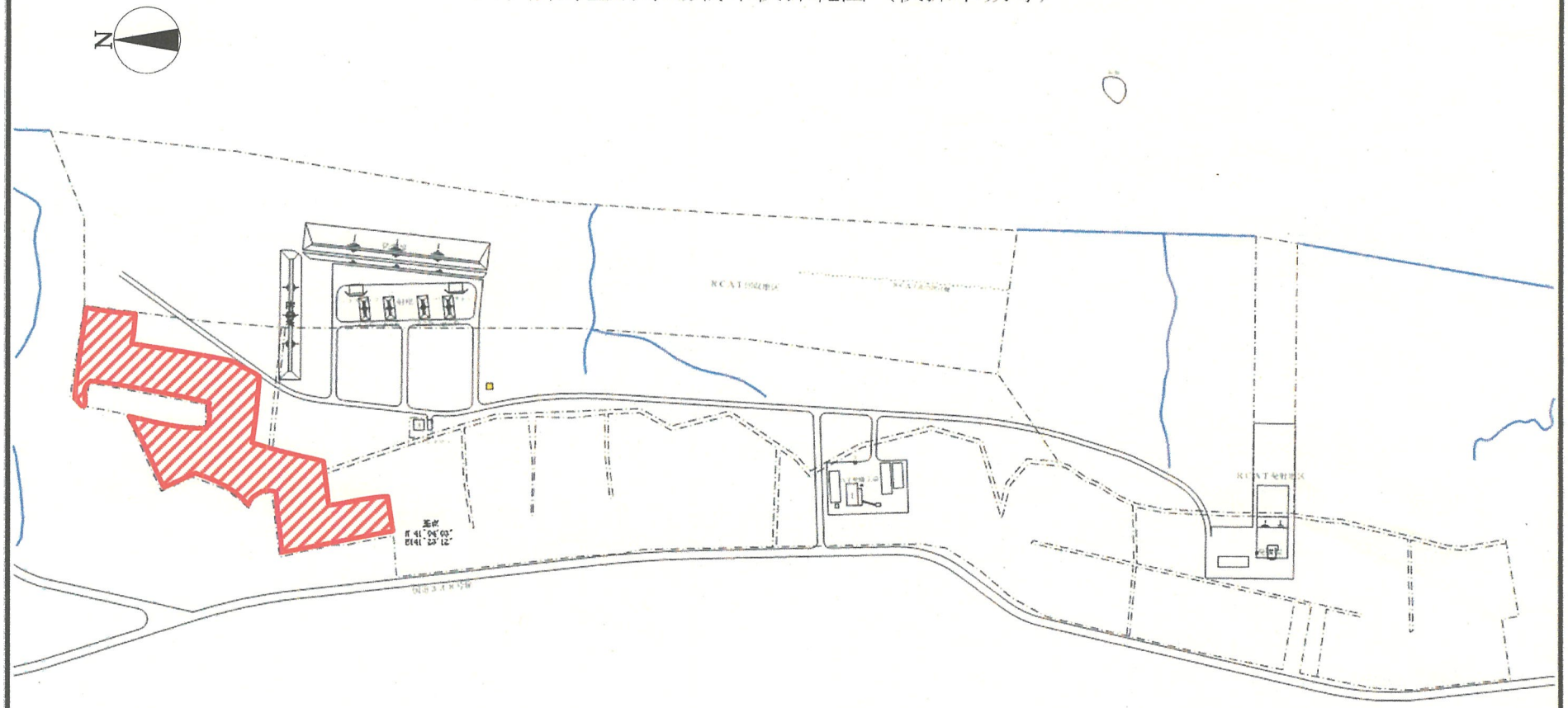
表２－写真内容

分　類	規　格	提出部数	備　　考
着手前	サービス判（カラー）	各１部（アルバム等貼付け）	デジタルカメラは２００万画素以上のものを使用する。
作業中			
作業後			

2.10　提出書類一覧

a)　着手届
b)　現場代理人等指名通知書
c)　工程表（様式随意）
d)　役務日報
e)　役務写真帳
f)　発生材調書
g)　完了届
h)　その他官側が求める資料

六ヶ所対空射撃場樹木伐採範囲（伐採本数等）



伐採木	伐採範囲（対象）	伐採本数	注意事項
黒松及び杉	境界から敷地内約２５m以内に存在する樹木	７００本	◎　地上高１２０cm位置で，直径が１０cm以上の樹木を本数の対象とする。 ◎　地上高１２０cm位置で，直径が１０cm未満の雑木等は場外搬出処分とする。